

令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【個人向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象		助成等の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			エネルギー種類							担当部署名	電話番号		
			種類	詳細									
福岡県	分散型エネルギー総合相談窓口	-	支援サービス	その他(助成等の要件に記入)	その他(助成等の要件に記入)	-	分散型エネルギー導入に関する適地指標、法規制、助成制度などの情報提供 分散型エネルギー導入に関する相談に対応	-	随時	エネルギー政策室普及支援係	092-643-3228	<a href="http://www.f-energy.jp/">http://www.f-energy.jp/</a>	-
	福岡県既存住宅流通・多世代住リノベーション推進事業	25,000千円	その他	その他(助成等の要件に記入)	補助 【補助率】 補助率 1/3 【限度額】 (イ)流通型子育てリノベーション 30万円 (ロ)流通型近居・同居リノベーション 子育て対応改修 30万円 高齢化対応改修 20万円 <最大限度額 50万円> (ハ)持家型同居リノベーション 30万円	【補助対象工事】 以下に示す県内事業者が行うリノベーション工事で、工事費30万円以上の工事 (イ)流通型子育てリノベーション 中古住宅 <sup>※1</sup> 購入後に、若年世帯・子育て世帯が行う子育て対応改修工事 (ロ)流通型近居・同居リノベーション 中古住宅 <sup>※1</sup> 購入後に、若年世帯・子育て世帯が親世帯との同居・近居のために行う子育て対応改修および高齢化対応改修工事 (ハ)持家型同居リノベーション 若年世帯・子育て世帯が同居するために、親世帯の住宅に行う子育て対応改修工事 ※1 中古住宅は、建物検査「住まいの健康診断」を実施していることが要件 【対象地域】 住宅支援策を実施する市町村内	70件程度	平成31年4月～令和2年3月	住宅計画課	092-643-3734	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/renove-hojo.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/renove-hojo.html</a>	子育て対応改修に、省エネ設備のリノベーション工事を含む。	
	「ふくおか型長期優良住宅」推進プロジェクト	-	省エネ	その他(助成等の要件に記入)	その他(助成等の要件に記入)	金融機関により優遇内容が異なる(金利引下げ、融資手数料の割引)	長期優良住宅普及促進法に基づく「長期優良住宅」の認定を受け、さらに県が独自で設ける耐震性能、バリアフリー性能、フレキシブル性能、3世代対応、県産材の使用、防犯性能のうち1つ以上の条件についてグレードアップさせた住宅	-	平成31年4月～令和2年3月	住宅計画課	092-643-3732	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/smile-scrumh24.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/smile-scrumh24.html</a>	-
北九州市	住宅街区のスマート化促進事業(ゼロ・カーボン住宅整備事業)	38,800千円	エネマネ	エネマネ	補助 ●戸建住宅：一律40万円 ●集合住宅：一律20万円	① 補助金交付対象者：戸建住宅又は集合住宅の所有者 ② 交付要件 ○ 城野ゼロ・カーボン先進街区に新たに建築する住宅であること ○ 住宅事業者が市と「まちづくり基本計画協定」を締結していること ○ 東田CEMSを活用したエネルギーマネジメントシステムの対象であること ○ 長期優良住宅又は低炭素建築物の認定を受けていること ○ エネルギー関連データ提供の承諾をすること ○ 住宅におけるCO2削減率が、 ・戸建住宅の場合、111%以上であること ・集合住宅の場合、61%以上(専用部分)であること ○ 高さ2.5m以上の中高木を、 ・戸建住宅の場合、2本以上を植栽すること ・集合住宅の場合、敷地面積から建築物の建築面積を除外した面積に対して165㎡あたり2本以上を植栽すること	予算の範囲内	● 令和元年5月～令和元年6月 ● 令和元年9月～令和元年10月	都市再生整備課	093-582-2469(宮本)	<a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kank-an-to/06300038.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kank-an-to/06300038.html</a>	-	
福岡市	住宅用エネルギーシステム導入促進事業	131,000千円	再エネ コジェネ 蓄電池 エネマネ	太陽光発電 エネファーム(家庭用燃料電池) 蓄電池 エネマネ	補助 住宅用の蓄電池、燃料電池、太陽光発電設備、EMSの設置に対する助成を行うもの。	●補助対象者 ・補助金交付対象申請時に福岡市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)に滞納がなく、福岡市内の住宅に補助対象システムを設置又は補助対象システムが設置された福岡市内の住宅を購入する個人。(※住宅の種類毎に別途要件あり) ●補助対象システムの要件 ○住宅用太陽光発電システム(集合住宅に限る) ・全量売電ではないこと。(各戸や共用部分においての使用を主な目的とするシステムに限る。) ・未使用品であること。 ○家庭用燃料電池 ・燃料電池ユニット並びに貯湯ユニットから構成され、燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。 ・定格運転時において1.5kW以下の発電出力がある燃料電池システムであること。 ・JIS規格に基づく計測を行い、定格運転時における総合効率がLHV基準で80%以上であること ・未使用品であること。 ○リチウムイオン蓄電システム ・一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が実施する「平成30年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」又は「平成31年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の補助対象機器であること。 ・未使用品であること。 ○EHMS ・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ・補助対象機器を設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。 ・未使用品であること。	-	令和元年6月～令和2年1月	住宅用エネルギーシステム導入促進事業補助金交付事務局	092-533-2107	<a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/ondan/hp/energy-system2019.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/ondan/hp/energy-system2019.html</a>	(環境局環境・エネルギー対策課 092-711-4282)	

令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【個人向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象		助成等の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			エネルギー種類							担当部署名	電話番号		
			種類	詳細									
福岡市	次世代自動車普及促進事業	11,000千円	次世代自動車	電気自動車	補助	地球温暖化対策として、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の購入経費の一部を助成 ●電気自動車:車両本体価格(税抜)の1/20で上限10万円 ●プラグインハイブリッド自動車:車両本体価格(税抜)の1/20で上限5万円 ※自動車の補助率は1,000万円	●補助対象者 電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車:市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がない福岡市内に1年以上継続して住民登録している個人 ●補助要件 電気自動車等 ・平成31年4月1日～令和2年3月6日までに初度登録を行った車両の初度登録の日から2か月以内に申請すること(事後申請) ・申請者は車両の購入者であり、かつ対象車両の自動車検査証上の所有者及び使用者であること(オートクレジットの場合を除く) ・申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。	-	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 令和1年5月～令和2年3月	環境局環境・エネルギー対策課	092-711-4282	【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車】 <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/ondan/hp/ev_hoio_2019.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/ondan/hp/ev_hoio_2019.html</a>	-
				電気自動車用充電設備									
久留米市	久留米市自立分散型エネルギーシステム導入補助金	10,000千円	コジェネ	エネファーム(家庭用燃料電池)	補助	5万円/件 ただし、LPガス仕様の場合や既存住宅への設置の場合は、それぞれ2万円を加算	蓄電池、V2Hを申請する場合、または複数の機器を組み合わせて申請する場合は太陽光発電システム(全量を売電するものを除く)及びHEMSの設置が補助の対象となる。 新設・既設は問わないが、太陽光発電システム及び既設のHEMSは補助の対象外。	-	平成31年4月1日～令和2年3月10日	環境部 環境政策課	0942-30-9146	<a href="http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2100kankyousomi/3125ekopartner/2018-0606-1213-50.html">http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2100kankyousomi/3125ekopartner/2018-0606-1213-50.html</a>	-
			次世代自動車	その他(助成等の条件に記入)		V2Hの設置費の10%(上限5万円)							
			蓄電池	蓄電池		1万円/kWh(上限5万円)							
			エネマネ	エネマネ		機器費の1/3(上限1万円)							
直方市	住宅リフォーム補助金	12,900千円	省エネ	高効率給湯器	補助	10万円を限度として、工事費の10%に相当する額を補助(対象:①バリアフリー工事②省エネ工事③耐震工事④耐久性能工事)	●補助対象者及び対象工事 ・住民基本台帳に登録されている者	160件	平成31年4月1日～令和2年3月31日	住宅課	0949-25-2262	<a href="http://www.city.nogata.fukuoka.jp/kurashi/1203/1363.html">http://www.city.nogata.fukuoka.jp/kurashi/1203/1363.html</a>	-
				断熱・遮熱設備									
				省エネ改修									
飯塚市	飯塚市定住促進住宅改修補助金制度	-	省エネ	節水設備	補助	補助率1/10、補助額8万円(上限)別途15歳未満1名につき2万円加算	住宅に居住する(予定者含む)住宅の所有者 ●対象工事 市内施工業者による工事 ※別途要件あり ●工事完了後5年以上居住	300件	平成31年4月～令和2年1月	住宅政策課	0948-22-5500	<a href="https://www.city.iizuka.lg.jp/iyutaku/soumu/iyutakukaishuhoiokin.html">https://www.city.iizuka.lg.jp/iyutaku/soumu/iyutakukaishuhoiokin.html</a>	-
田川市	田川市住宅リフォーム工事補助金	7,160千円	省エネ	断熱・遮熱設備	補助	住宅改修工事に要した工事費の10分の1に相当する金額(千円未満切捨て)上限20万円	○補助対象者 ・住民基本台帳に登録されている又は本市に転入予定の人 ・対象となる住宅の所有者で、現に居住している又は工事完了後3か月以内に居住する予定の人 ・市税等の滞納がない人 ・暴力団の構成員でない人 ・過去5年以内に当該補助金の交付を受けていない人 ・過去に同じ内容の工事によって、当該補助金の交付を受けていない人 ○補助対象となる改修工事 バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、耐久性能改修工事、耐震改修工事 ・市内の施工業者による工事で、工事費が10万円以上 ・令和2年3月31日までに竣工し、完了届が提出できる	75件程度	平成31年4月1日～令和2年3月31日	建築住宅課	0947-85-7152	<a href="http://www.igoh.tagawa.fukuoka.jp/kiji0032215/index.html">http://www.igoh.tagawa.fukuoka.jp/kiji0032215/index.html</a>	-
柳川市	柳川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付事業	6,400千円	再エネ	太陽光発電	補助	太陽電池1キロワット当たり2万円に最大出力値(小数点以下第3位切り捨て)を乗じて得た額(算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、8万円を上限とする。	(1) 既存の住宅又は新築する住宅に設置するシステム又は設置されたシステムで、未使用のものであること。 (2) 逆潮流ありで低圧配電線と連系するもの(電力が不足した場合における電力会社からの供給及び電力が余った場合における電力会社への送電を低圧配電線により行う仕組みをいう。)であること。 (3) 補助対象者が電力会社と締結する電灯契約及び余剰電力の販売契約に係るシステムであること。 (4) システムの太陽電池モジュールの最大出力の合計が10キロワット未満であること。	80件	平成31年4月～令和2年3月 ※申請に関する実績報告書の提出は令和2年3月25日まで	柳川市生活環境課	0944-77-8485	<a href="http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/kurashi/gomikankyo/4808.html">http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/kurashi/gomikankyo/4808.html</a>	-
八女市	八女市住宅用太陽光発電システム設置補助金	10,000千円	再エネ	太陽光発電	補助	1キロワット当たり2万5千円、限度額10万円	市内の余剰電力販売契約の住宅のみ対象。また、申請者とその同居の家族に市税等の滞納が無いことが条件	50件	平成31年4月～令和2年3月	市民部環境課	0943-23-1462	<a href="http://www.city.yame.fukuoka.jp/kurashi/hoivokin/1505373530124.html">http://www.city.yame.fukuoka.jp/kurashi/hoivokin/1505373530124.html</a>	-

令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【個人向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象 エネルギー種類		助成等 の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			種類	詳細						担当部署名	電話番号		
行橋市	次世代自動車購入補助金	2,100千円	次世代自動車	電気自動車	補助	自動車から排出される地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減のため、電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車の普及を推進していく。 ●電気自動車補助率:本体価格の5%(上限額15万円) ●プラグインハイブリッド車補助率:本体価格の3%(上限額10万円)  ●燃料電池自動車補助率:本体価格の5%(上限額15万円)	●外部電源からの電気を当該自動車に搭載されているバッテリーに充電することができるハイブリッド自動車や自動車検査書に当該自動車燃料が「ガソリン・電気」と記載されているもの。  ●燃料電池自動車 水素(水素を加工したものを含む。)を燃料とし、空気中の酸素を反応させて発電する燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査書に当該自動車の燃料が「圧縮水素」と記載されているもの。  ●市内に2ヶ月以上を住する者で、住民基本台帳に登録されて	-	平成31年4月～令和2年3月	環境課環境係	0930-25-1111(代表)	<a href="mailto:kankyou@city.yukuhashi.lg.jp">kankyou@city.yukuhashi.lg.jp</a>	-
筑紫野市	筑紫野市住宅用エコエネルギー導入促進事業補助金	2,000千円	再エネ	太陽光発電	補助	1kw当たり2万5千円(上限10万円)	① 市内に住所を有するもの ② 自ら居住し、または居住しようとする住宅(店舗などの併用住宅を含む、以下同じ)にシステムを設置しようとする者。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、設置に着手している場合を含む ③ 市内事業者(市内に事業所を有する法人および市内に住所を有する個人事業主)と工事請負契約を締結して設置する者 ④ 同一の住宅において、システムの設定に対し、この要綱による補助金または筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事補助金の交付を受けていない者 ⑤ 住宅用太陽光発電については、電力会社と電力供給契約を締結する者 ⑥ 住宅用太陽光発電については、設置する建物が申請者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けている者 ⑦ 民生用燃料電池については、燃料電池普及促進協会に係る補助金申込受理通知書を受けている者 ⑧ 世帯全員の市税を滞納していない者	20件	平成31年4月～令和2年3月	環境経済部環境課	092-923-1111	<a href="https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/kankyoukeizaiibu/kankvoka/youenetkyuonmdannkatsaisaku/eg/generavoivokinh2019.html">https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/kankyoukeizaiibu/kankvoka/youenetkyuonmdannkatsaisaku/eg/generavoivokinh2019.html</a>	-
大野城市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業	13,000千円	再エネ	太陽光発電	補助	1kwあたり3万円(上限:4kw分) ※設置などの契約の相手が市内の事業者の場合は、1kwあたり5千円を加算	・市内に住所を有する ・市税に滞納がない ・暴力団でない 等	100件	平成31年4月～令和2年3月	建設環境部環境・最終処分場対策課	092-580-1886	<a href="http://www.city.onoio.fukuoka.jp/s068/030/010/030/050/12212.html">http://www.city.onoio.fukuoka.jp/s068/030/010/030/050/12212.html</a>	-
宮若市	宮若市住宅用新エネルギー設備等設置事業補助金	100千円	蓄電池	蓄電池	補助	家庭用燃料電池 一律10万円	・家庭用燃料電池を市内の住宅に設置する人 ・家庭用燃料電池が設置された市内の住宅を購入する人など  加えて以下の条件が必要になります。 ・平成24年4月1日以降に国(FCA)の補助金交付決定を受けている人 ・市税などの滞納がない(同一世帯の人すべて)	1件	平成31年4月～令和2年3月 ※期間内であっても予算の範囲を超える日をもって受付を締め切ります。	環境保全課環境対策係	0949-32-0516	<a href="http://www.city.miyawaka.lg.jp/kij003445294/index.html">http://www.city.miyawaka.lg.jp/kij003445294/index.html</a>	-
	宮若市住宅等改修補助金	5500千円	省エネ	省エネ全般	補助	補助率1/10、上限10万円	自ら所有し居住する住宅において、市内に本店を有する施工業者が壁・床・天井などへの断熱材の設置工事などを行う場合、工事費の10%に相当する額(上限10万円)を助成する。(工事費10万円以上)	55件	平成31年4月～令和2年3月 ※期間内であっても予算の範囲を超える日をもって受付を締め切ります。	建築都市課住宅管理係	0949-32-0955	<a href="http://www.city.miyawaka.lg.jp/kij003445500/index.html">http://www.city.miyawaka.lg.jp/kij003445500/index.html</a>	-
嘉麻市	嘉麻市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	3,200千円	再エネ	太陽光発電	補助	1kw2万円、上限8万円	●補助対象者(以下の要件にすべて該当する者) ・市内に居住、または居住予定の住宅(賃貸住宅を除く。店舗等併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置する個人又はあらかじめシステム(未使用)が設置された住宅を自ら居住する目的で購入する個人 ・市税などを滞納していない者(同居者を含む) ・システムの着工前に申請書を提出し、補助金の交付を受けようとする年度の3月末までに、システムの設置及び電力会社との電灯契約および余剰電力の受給契約の締結を完了することができる者 ・定期報告書等で、設置年度の翌年度の1年間、使用状況のデータ提出を義務付ける	予算の範囲内 3,200千円	平成31年4月1日～令和2年3月31日	環境課環境衛生係	0948-62-5663	<a href="http://www.city.kama.lg.jp/">http://www.city.kama.lg.jp/</a>	-
朝倉市	あさ暮らし住宅リフォーム補助金	7,000千円	省エネ	断熱・遮熱設備	補助	・3世代世帯は補助率10%の上限30万円 ・市外からの転入は、転入者1名のとき補助率15%で1名増加する毎に5%加算。上限30万円	補助対象は、市内に建物を所有する者(3世代世帯に限る)で、既に居住しているか、工事完了後に居住を予定しているとき。 くわえて、過去に同補助を受けたことがなく、未契約、未工事のもので市内の業者に工事を依頼する場合。	45件～50件	平成31年4月～令和2年2月	都市計画課	0946-22-1111	<a href="http://www.city.asakura.lg.jp/">http://www.city.asakura.lg.jp/</a>	-

令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【個人向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象		助成等の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			エネルギー種類							担当部署名	電話番号		
			種類	詳細									
みやま市	住宅用太陽光発電システム設置補助金	6,850千円	再エネ	太陽光発電	補助	①太陽光発電システム設置補助 3万円/1kw 上限12万円 ②蓄電池設置補助 3万円/1kw 上限20万円 ③パワーコンディショナ取替え補助 1万円/1kw 上限5万円	●補助の対象となる機器等 〔①太陽光発電システム〕 (1) 住宅の屋根に適した太陽電池による発電設備(太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kw未満のものに限る。)であること (2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの。 ※増設及び全量販売契約は対象外です。 (3) システムは、すべて未使用品であること 〔②蓄電池〕 (1) 太陽光発電システムが設置されている住宅に設置するもので、「ECHONET Lite」に対応し、かつ、AIF認証を取得した定置式リチウムイオン蓄電池であること (2) 蓄電池は、未使用品であること 〔③老朽化したパワコンの取替え〕 (1) システム設置後10年経過し、発電効率低下による取替えを行うもの。 (2) パワコンは未使用品であること	-	平成31年4月～令和2年2月	エネルギー政策課	0944-64-1545	<a href="https://www.city.miyama.lg.jp/info/prev.asp?fol_id=15399">https://www.city.miyama.lg.jp/info/prev.asp?fol_id=15399</a>	-
那珂川市	那珂川市住宅改修工事費助成金交付要綱	5,000千円	省エネ	省エネ改修	補助	改修工事の金額:10万円以上(税抜) 補助金の額:当該改修工事に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額(当該額が10万円を超えるときは10万円)	●補助対象者 (1) 那珂川市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 補助の対象となる住民の所有者(同一世帯で生計を一同とする世帯主を含む。)であって、かつ、当該住宅に現に居住していること。 (3) 補助の対象となる住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が、徴税及び税外収入金の滞納がないこと。 (4) 本要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。 ●補助対象住宅 補助を受けようとする者が市内に所有する個人住宅又は併用住宅とする。	-	平成31年4月～令和2年3月	都市計画課	092-953-2211 (代表)	<a href="http://www.city.nakagawa.lg.jp">http://www.city.nakagawa.lg.jp</a>	-
芦屋町	芦屋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	1,600千円	再エネ	太陽光発電	補助	1kw当たり2万円(上限額8万円)	(1)町民の自ら居住する住宅(店舗等との併用を含む)にシステムを設置した個人、又は予め未使用の太陽光発電システムが設置された住宅を自ら居住する目的で購入した個人 (2)交付対象システム設置に伴う電力会社との余剰電力の需給契約から1年以内であること (3)町税等(芦屋町に納入すべき税金および料金)を滞納していないこと (4)この制度による補助金の交付を受けていないこと (5)暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと	20件	平成31年4月～令和2年3月	環境住宅課環境・公園係	093-223-3538	<a href="http://www.town.ashiya.lg.jp">http://www.town.ashiya.lg.jp</a>	-
岡垣町	岡垣町住宅用太陽光発電システム設置補助事業	3,900千円	再エネ	太陽光発電	補助	太陽光発電システムを設置する住民に対する補助 ●2万円/kW(上限8万円)	町内に居住、居住することとしている住宅にシステムを設置する、またはあらかじめ設置された住宅を居住目的で購入する個人。	約48件	平成31年4月～令和2年3月	住民環境課	093-282-1211	<a href="http://www.town.okagaki.lg.jp/">http://www.town.okagaki.lg.jp/</a>	事業実施 平成26年4月～
	岡垣町住宅用新エネルギー設置補助事業	200千円	コジェネ	エネファーム(家庭用燃料電池)		エネファーム設置を設置する住民に対する補助 ●10万円		2件					
遠賀町	遠賀町家庭用太陽光発電施設設置補助事業	2,100千円	再エネ	太陽光発電	補助	発電能力1kWあたり2万円(上限7万円)を補助	以下の条件をすべて満たすもの ・遠賀町在住(住民票あり) ・町内に建築されている住宅(兼用含む。集合除く。) ・発電能力10kW未満	30件	令和元年6月10日～令和2年3月	住民課 環境衛生係	093-293-1234	<a href="http://www.town.onaga.lg.jp/kurashi/kankyo/taiyoko/html">http://www.town.onaga.lg.jp/kurashi/kankyo/taiyoko/html</a>	-
小竹町	小竹町住宅用地球温暖化対策設備設置整備事業補助金	350千円	コジェネ	エコウィル(家庭用コージェネレーションシステム)	補助	・家庭用燃料電池(エネファーム):一律10万円とする	・町内に自ら居住し、若しくは居住することとしている住宅(小規模店舗等を併設した住居にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅用に供する建物) ・町税等の滞納のないもの ・電力会社と電力供給契約を締結することができる者	家庭用燃料電池:2件 高効率給湯器:5件	平成31年4月～令和2年3月	農政環境課	09496-2-1946	-	-
				エネファーム(家庭用燃料電池)									
東峰村	東峰村新エネルギー設備導入促進事業	500千円	再エネ	太陽光発電	補助	出力1kwあたり2万5千円で10万円を上限	・自ら居住し、又は居住しようとする東峰村内の住宅へ対象設備を当該年度内に設置完了することができる者 ・自ら電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を結んでいる者 ・村税及び村に対する債務の滞納がない者	-	平成31年4月～令和2年3月	農林観光課	0946-72-2313	<a href="http://vill.toho-info.com/detail?num=231">http://vill.toho-info.com/detail?num=231</a>	-
			再エネ	その他(助成等の条件に記入)	対象経費の25%以内で10万円を上限	・自ら居住し、又は居住しようとする東峰村内の住宅へ対象設備を当該年度内に設置完了することができる者 ・村税及び村に対する債務の滞納がない者							
大木町	大木町地球温暖化防止対策支援補助金	1,800千円	再エネ	太陽光発電	補助	太陽光発電システム:5000円/kW(上限9.9kW・49000円)	・大木町に所在又は建築する住宅(買賃の用に供するものを除く)に用いる未使用の設備を導入する人 ・町税および国民健康保険税を滞納していない人	6件	平成31年4月～令和2年2月	環境課	0944-32-1120	<a href="http://www.town.ooki.lg.jp/kankyo/9/4387.html">http://www.town.ooki.lg.jp/kankyo/9/4387.html</a>	-
				太陽熱利用		太陽熱利用システム:対象設備の設置に要する費用の10分の2以内(上限10万円)							
				太陽熱利用		太陽熱高度利用システム:対象設備の設置に要する費用の10分の2以内(上限10万円)							
				地中熱利用		地中熱冷暖房システム:対象設備の設置に要する費用の10分の2以内(上限10万円)							
				バイオマス熱利用		薪ストーブ:対象設備の設置に要する費用の10分の2以内(上限10万円)							
				コジェネ		コージェネレーションシステム:対象設備の設置に要する費用の10分の2以内(上限10万円)							
蓄電池	定置用蓄電システム:対象設備の設置に要する費用の10分の2以内(上限10万円)												
<p>・これまでに対象設備の設置にかかる補助金を受けていないこと</p>													

令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【個人向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象		助成等の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			エネルギー種類							担当部署名	電話番号		
			種類	詳細									
糸田町	糸田町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	800千円	再エネ	太陽光発電	補助	1kwあたり2万円で、システムの最大出力値を乗じて得た額。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、8万円を上限とする。	●補助対象者 町内において、自ら居住し、若しくは居住することとしている住宅(店舗等併用住宅を含み、賃貸住宅は除く。以下同じ。)にシステムを設置する個人又はあらかじめシステムが設置された住宅を自ら居住する目的で購入する個人で、かつ次の要件を満たす者とする。 (1)申請時点において、町税及び使用料等の滞納がないこと。 (2)補助金の交付を申請した年度内に対象システムの設置及び電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を締結を完了することができること。 (3)同一の住宅又は同一の世帯において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。	10件	平成31年4月～令和2年3月	建築課	0947-26-4020	<a href="http://www.town.itoda.lg.jp/residents/living/households/page_00403.html">http://www.town.itoda.lg.jp/residents/living/households/page_00403.html</a>	-
吉富町	吉富町住宅用太陽光発電等設備設置費補助金	3,000千円	再エネ	太陽光発電	補助	5万円にKW表示の少数点以下2桁目を切り捨てた値を乗じた額、限度額20万円	未使用設備が対象、自己の居住用占有住宅、実績報告時点での住所要件あり、税滞納がないこと、補助は1回限り	15件	平成31年4月～令和元年11月	住民課	0979-24-1124	<a href="http://www.town.yoshitomi.lg.jp/">http://www.town.yoshitomi.lg.jp/</a>	-
		40千円		太陽熱利用		一律2万円		未使用設備が対象、自己の居住用占有住宅、実績報告時点での住所要件あり、税滞納がないこと、補助は1回限り					
上毛町	上毛町住宅用エネルギーシステム設置補助金交付事業	6,000千円	再エネ	再エネ全般	補助	○住宅用太陽光発電システム 5万円/kW(上限:20万円) ○住宅用定置式リチウムイオン蓄電池 3万円/kWh(上限:10万円)	①住宅用太陽光発電システム及び定置式リチウムイオン蓄電池共通 自ら居住する又は居住しようとする上毛町内の住宅(店舗併用住宅及び建売住宅を含む。)に、エネルギーシステムを設置しようとする場合 ②住宅用太陽光発電システム ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力が10kW未満のもの。 イ 性能保証及び設置後のメンテナンス等がメーカー等により確保されていること。 ウ 未使用品であること。 ③定置式リチウムイオン蓄電池 ア 土地又は家屋に定置させているもの。 イ 性能保証及び設置後のメンテナンス等がメーカー等により確保されていること。 ウ 未使用品であること。	○住宅用太陽光発電システム 15件 ○住宅用定置式リチウムイオン蓄電池 30件	平成31年4月1日～(実績報告書提出締切・・・令和元年3月20日)	住民課	0979-72-3116	<a href="http://www.town.koge.lg.jp/">http://www.town.koge.lg.jp/</a>	-

令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象		助成等の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考										
			エネルギー種類							担当者署名	電話番号												
			種類	詳細																			
福岡県	福岡県エネルギー対策特別融資制度	401,226千円	再エネ	再生可能エネルギー全般	融資	省エネルギー対策や再生可能エネルギー・コージェネレーション導入等をしようとする県内の中小企業者を対象とする融資制度 ●融資限度額:1億円以内(再エネ設備、水素ステーションの場合は2億円以内) ●融資期間:10年以内(再エネ設備、水素ステーションの場合は15年以内) ※据置期間はそれぞれ2年以内 ●融資利率:年1.1%(融資期間が10年超の場合は1.3%) ●保証料率ア:0.25~1.62%(再生可能エネルギー設備、蓄電池、水素ステーション) ●保証料率イ:0.13%~1.56%(省エネルギー設備、コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、建築物の省エネ改修) ●担保:必要に応じ徴求 ●保証人:原則として、法人は代表者のみ、個人は不要	●融資対象者 県内に事業所があり、事業を営んでいる中小企業者(個人、法人、組合) ※別途要件あり ●融資対象設備 (1)省エネルギー設備(エネルギー効率の高い先端製造設備を含む) (2)再生可能エネルギー設備(売電目的の発電設備を含む) (3)コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池 (4)建築物の省エネ改修(躯体の省エネ改修であって、建築物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね10%以上削減されるもの) (5)水素ステーション (6)その他上記設備等と同等以上の機能を有するもの	-	平成31年4月~令和2年3月	エネルギー政策室総括調整係	092-643-3148	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html</a>	-										
			省エネ	省エネ全般																			
			コージェネ	事業用コージェネレーションシステム																			
			蓄電池	蓄電池																			
			エネマネ	エネマネ																			
次世代自動車			水素ステーション																				
その他			その他(助成等の条件に記入)																				
福岡県	福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業費補助金	12,000千円	再エネ	再エネ全般	補助	可能性調査への支援(定額・上限500万円)	再生可能エネルギー源の活用モデル及び省エネルギーモデル及びエネルギー関連産業による地域振興・雇用創出モデルを構築するため、市町村(一部事務組合を含む)が実施する可能性等調査事業 ※市町村等と事業者の協働事業の場合に利用可能	3件	平成31年4月1日~平成31年4月26日 (今年度公募終了)	エネルギー政策室普及支援係	092-643-3228	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/energymodel.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/energymodel.html</a>	平成31年度の公募は終了										
			省エネ	省エネ全般																			
福岡県	福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業	176千円	支援サービス	その他(助成等の要件に記入)	その他(助成等の条件に記入)	再生可能エネルギーの導入等を検討している企業等に専門家を派遣し、課題の解決を支援する制度 ●利用料 無料(派遣にかかる謝金、旅費を県が全額補助) ●派遣回数 1案件につき原則年2回以内	●対象者 以下の内容について相談を希望する県内に事業所を有する民間事業者、自治会、NPO法人等 ・再生可能エネルギー設備の導入検討 ・導入した設備の適切な安全対策やメンテナンスの確認 ●対象分野 (1)太陽光発電(設備のメンテナンス、安全対策に係るものに限る) (2)小水力発電 (3)風力発電 (4)バイオマス発電・熱利用 (5)地中熱利用	6件程度	平成31年4月1日~令和2年3月31日	エネルギー政策室普及支援係	092-643-3228	<a href="http://www.f-energy.jp/adviser/">http://www.f-energy.jp/adviser/</a>	-										
			分散型エネルギー総合相談窓口	支援サービス										その他(助成等の要件に記入)	その他(助成等の条件に記入)	-	分散型エネルギー導入に関する適地指標、法規制、助成制度などの情報提供 分散型エネルギー導入に関する相談に対応	-	随時	エネルギー政策室普及支援係	092-643-3228	<a href="http://www.f-energy.jp/">http://www.f-energy.jp/</a>	-
			医療施設近代化施設整備事業(地球温暖化対策施設整備事業)	再エネ										太陽光発電									

令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象		助成等の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			エネルギー種類							担当部署名	電話番号		
			種類	詳細									
福岡県	活力ある高収益型園芸産地育成事業 (活力ある園芸産地育成対策) のうち 省エネルギー化推進対策	1,532,000千円	省エネ	その他(助成等の条件に記入)	補助	●補助率 1/3以内 ただし、事業実施主体が農業協同組合、営農集団の場合、対象品目が重点品目、または受益地が中山間地域については1/2以内  事業実施主体が認定農業者で、受益地が中山間地域の場合1/2以内	●事業実施主体 農業協同組合、営農集団、認定農業者  ●採択基準 1 事業実施主体が農業協同組合、営農集団の場合は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益戸数は、3戸以上であること。 (2) 受益者は、認定農業者又はこの事業を実施し3年以内に認定農業者になることが見込まれる者。 (3) 受益面積が、おおむね30a以上であること。 (4) 施設整備及び技術導入により、燃油使用量、又は、燃料使用量の原油換算が10%以上削減できる見込みであること。 (5) 省エネにつながる取り組み及び生産の安定・品質の向上が確実に行われること。 (6) 市町村又はJAの園芸に係る農業振興計画が策定されていること。 (7) 対象品目は、野菜、果樹、花きであること。 (8) 農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第2項により指定された地域とする。)の農用地区域を主たる受益対象とすること。  2 事業実施主体が認定農業者の場合は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 農業経営改善計画の実践を図ろうとする者であること。 (2) 施設整備及び技術導入により、燃油使用量、又は、燃料使用量の原油換算が10%以上削減できる見込みであること。 (3) 省エネにつながる取り組み及び生産の安定・品質の向上が確実に行われること。 (4) 市町村又はJAの園芸に係る農業振興計画が策定されていること。 (5) 対象品目は、野菜、果樹、花きであること。 (6) 農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第2項により指定された地域とする。)の農用地区域を主たる受益対象とすること。	-	-	園芸振興課	092-643-3488	-	-
	福岡県環境保全施設融資等整備資金 融資	174,782千円	次世代自動車	その他(助成等の条件に記入)	融資	・融資限度額 1企業4,000万円以内(千円単位) ・融資期間 10年以内(融資限度額が1,000万円未満の場合は7年以内) ・融資利率 年1.1% ・返済方法 元金均等月賦償還(千円単位)、1年以内の据置が可能 ・信用保証 福岡県信用保証協会の審査が必要 信用保証料率は、0.25~1.9%	・中小企業者又は中小企業団体(県内に工場又は事業所を有し、かつ現に事業を営み、県の事業税を滞納していないこと)  ・対象車種等 (1)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車の新規購入 (2)ディーゼル自動車(貨物自動車、バス)の最新規制適合車への買替え	-	平成31年4月~令和2年3月	循環型社会推進課	092-643-3372	<a href="http://www.pref.fukuoka.jp/contents/kankyou-yushi.html">http://www.pref.fukuoka.jp/contents/kankyou-yushi.html</a>	-
	水素ステーション整備費補助金	44,196千円 (H30年度予算を繰越)	次世代自動車	水素ステーション	補助	定額補助、上限4,400万円	福岡県内において設置され、次の要件を満たす水素ステーションの整備に要する経費。 ・商用を目的とするものであること ・70MPaの燃料電池自動車に5kgの水素を3分程度で充填可能な能力を持つ、定置式のものであること	1件程度	平成31年4月(以後も必要に応じて随時)	自動車産業振興室FCV班	092-643-3447	<a href="http://www.pref.fukuoka.jp/contents/hydrogen-station-hojoikin31.html">http://www.pref.fukuoka.jp/contents/hydrogen-station-hojoikin31.html</a>	-
	福岡県省エネルギー相談事業	6,898千円	省エネ	省エネ相談員派遣	その他(助成等の条件に記入)	-	県内事業者を対象に、無料の省エネ相談窓口を開設するとともに必要に応じて専門家を派遣	80件	平成31年4月~令和2年3月	環境保全課	092-643-3356	<a href="http://www.pref.fukuoka.jp/contents/syoenesodan.html">http://www.pref.fukuoka.jp/contents/syoenesodan.html</a>	-
	省エネルギー人材育成事業	3,951千円	省エネ	その他(助成等の条件に記入)	その他(助成等の条件に記入)	-	県内事業所向けに省エネに関する各種講座を開催し、省エネに係る人材の育成を支援	-	随時	環境保全課	092-643-3356	<a href="http://www.pref.fukuoka.jp/contents/eco-seminar.html">http://www.pref.fukuoka.jp/contents/eco-seminar.html</a>	-
	ふくおかの畜産競争力強化対策事業費	3,797千円	省エネ	断熱・遮熱設備	補助	畜産農家が暑熱対策を実施する際に必要な施設・機械に対する補助 ●補助率1/3以内	●対象補助者 事業実施主体又はその構成員、及び受益者が認定農業者であること ●補助対象施設・機械 断熱屋根、細霧装置、クーリングパット等の畜舎内の冷却効果が認められる施設・機械 ●その他 飼養規模の拡大又は畜産物の生産量の増加が図られること	-	-	畜産課	092-643-3496	-	-
	福岡県道路占用料徴収条例	-	再エネ	太陽光発電 風力発電	その他(助成等の条件に記入)	占用料を福岡県道路占用料徴収条例で定める額の90%減額する。	太陽光発電設備及び風力発電設備の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われること。	-	-	道路維持課	092-643-3653	-	-

令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象		助成等の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			エネルギー種類							担当部署名	電話番号		
			種類	詳細									
北九州市	北九州市次世代エネルギー設備導入促進事業	80,000千円(予定)	省エネ	省エネ全般	補助	●補助対象経費 ①消費エネルギーの見える化を図る機器類の導入にかかる設備代及び工事費(導入後、設備の利用にかかる費用や電力会社のサービス活用にかかる費用等を除く) ②省エネ設備の設置にかかる設備代及び工事費 ③新エネ設備の設置にかかる設備代及び工事費 ④省エネに寄与するサービスの利用にかかる費用(初回のみ)  ●補助額 上記①～④合計の3分の1以内で、50万円から300万円まで。 ただし、中小企業基本法に定める小規模企業者は、補助額の下限はなし。	●補助対象者 ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所を置くもの ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、市長が認めるもの(中小企業で構成する組合など) ・商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、市長が認めるもの ・法人税法第2条第6号に規定する法人のうち、市長が認めるもの(医療法人、社会福祉法人等) ※別途要件あり  ●補助対象事業 (A)の機器類を導入し、かつ(B)の省エネ設備を設置する事業が対象。そのほか(C)の新エネ設備と(D)のサービスを加えることができる。  (A)デマンドコントローラー、EMS等の消費エネルギーの見える化を図る機器類 (B)高効率空調設備、高効率照明等の省エネ設備 (C)太陽光発電設備、コージェネレーションシステム、蓄電池などの新エネ設備 (D)「北九州エコプレミアム」に認定された省エネに寄与するサービス	-	平成31年4月19日～令和元年6月10日	地域エネルギー推進課	093-582-2238	<a href="https://www.city.kitakyushu.jp/kankyou/29000025.html">https://www.city.kitakyushu.jp/kankyou/29000025.html</a>	-
			エネマネ	エネマネ									
			再エネ	再エネ全般									
			コジェネ	コジェネ全般									
			蓄電池	蓄電池									
			その他	その他(助成等の条件に記入)									
福岡市	住宅街区のスマート化促進事業 (エネルギーマネジメントシステム構築事業)	3,000千円	エネマネ	エネマネ	補助	補助の対象設備等に対して、1/3以内	●補助金交付対象者 ○<要件1>を満たす事業者 ○<要件2>を満たす事業者 ●交付要件 次の<要件1>、<要件2>のいずれかを満たすこと <要件1> ○東田CEMSを活用し、城野ゼロ・カーボン先進街区内の各種EMSと連携するエネルギーマネジメントシステムを構築すること <要件2> ○高圧一括受電設備、対象施設全体のピークカットを目的としたコージェネレーションシステム及び蓄電池を設置し、(要件1)のエネルギーマネジメントシステムとの情報共有を行うこと ●補助対象設備等 ○システム設計費 ○システム構築費(改造費) ○気象センサー ○コージェネレーションシステム ○蓄電池	予算の範囲内	令和元年7月～令和2年3月	都市再生整備課	093-582-2469 (宮本)	<a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/06300038.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/06300038.html</a>	-
福岡市	次世代自動車の普及促進事業	1,000千円	次世代自動車	電気自動車用充電設備	補助	地球温暖化対策として、充電設備設置経費の一部を助成 ●急速充電設備:設備購入費とその設置に必要な工事費等(税抜)の1/2で上限20万円 ●普通充電設備・充電コンセント:設備購入費とその設置に必要な工事費等(税抜)の1/2で上限10万円	●補助対象者 ・駐車スペースが5台以上ある福岡市内駐車場を管理または所有している市税の滞納がない個人または法人  ●補助要件 ・設備を設置する1施設あたりの駐車スペースが5台以上あること ・令和1年5月20日～令和2年1月31日の間かつ設置工事開始20日前までに申請すること等	-	令和元年5月～令和2年1月	環境局環境・エネルギー対策課	092-711-4282	<a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyou/ondan/hp/bc_hojo_2019.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyou/ondan/hp/bc_hojo_2019.html</a>	-
			再エネ	再エネ全般									
			省エネ	省エネ全般									
福岡市	福岡市商工金融資金 環境・エネルギー対応資金	243,000千円	再エネ	再エネ全般	融資	環境負荷の低減や公害防止のための設備の導入を行う福岡市内の中小企業者を対象とする融資制度 ●融資期間10年以内(措置期間2年以内) ●融資利率:年1.1% ●保証料率:年0.33～1.56% ●担保:必要に応じて徴求 ●保証人:個人は不要、法人は代表者	●融資対象者 市内に事業所があり、事業を営んでいる中小企業者(個人、法人、組合) ※ 別途要件あり ●融資対象設備 (1)新エネルギー設備又は省エネルギー設備 (2)低公害車 ※電気自動車、天然ガス車、メタノール車、(プラグイン)ハイブリッド車、クリーンディーゼル車、水素自動車 (3)公害防止施設 (4)節水型機器等  など	-	-	経済文化観光局 経営支援課	092-441-2171	<a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keijishien/index.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keijishien/index.html</a>	-
			省エネ	省エネ全般									
			次世代自動車	その他(助成等の条件に記入)									
大牟田市	大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例に基づく固定資産税の軽減措置	-	再エネ	太陽光発電	課税免除	大規模太陽光発電設備に対して固定資産税が課税されることとなる年度から3年度分、大規模太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を5/6の額とするもの	最大出力50KW以上の新たに設置した大規模太陽光発電設備	-	-	産業経済部 産業振興課	0944-41-2724	<a href="http://www.city.omuta.lg.jp/hpkjii/pub/List.aspx?c_id=5&amp;class_set_id=1&amp;class_id=421">http://www.city.omuta.lg.jp/hpkjii/pub/List.aspx?c_id=5&amp;class_set_id=1&amp;class_id=421</a>	-
直方市	わがまち特例の導入 [固定資産税]	-	再エネ	再エネ全般	その他(助成等の条件に記入)	課税標準の特例率は、以下のとおり ①太陽光(1000kw未満)・風力発電(20kw以上)・水力(5000kw以上)・地熱(1000kw未満)・バイオマス(10000kw以上20000kw):2/3 ②特定太陽光(1000kw以上)・特定風力(20kw未満):3/4 ③特定水力(5000kw未満)・特定地熱(1000kw以上)・特定バイオマス(10000kw未満):1/2	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間に新たに取得されたもの。 再エネ発電設備のうち、太陽光発電設備については、FIT制度の対象外であって政府の補助を受けて取得した設備に限る。	-	平成30年4月1日～令和2年3月31日	税務課	0949-25-2143	-	-
飯塚市	大規模太陽光発電設備設置促進補助事業	6,658千円	再エネ	太陽光発電	補助	発電設備に係る償却資産に課される固定資産税の1/6	市内設置、1,000kw以上H28.3.31までに設置・稼働が完了	2件	令和元年12月1日～20日	環境整備課	0948-22-5500	<a href="http://www.city.iizuka.lg.jp/k-sebisushin/machi/kankyo/hojo/taio.html">http://www.city.iizuka.lg.jp/k-sebisushin/machi/kankyo/hojo/taio.html</a>	-



令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象 エネルギー種類		助成等 の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			種類	詳細						担当部署名	電話番号		
行橋市	次世代自動車購入補助金	2,100千円	次世代自動車	電気自動車	補助	自動車から排出される地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減のため、電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車の普及を推進していく。 ●電気自動車補助率:本体価格の5%(上限額15万円) ●プラグインハイブリッド車補助率:本体価格の3%(上限額10万円)	●外部電源からの電気を当該自動車に搭載されているバッテリーに充電することができるハイブリッド自動車 ●当該自動車燃料が「ガソリン・電気」と記載されているもの。  ●燃料電池自動車 水素(水素を加工したものを含む。)を燃料とし、その動力源として使用する燃料電池により駆動する自動車	-	平成31年4月～令和2年3月	環境課環境係	0930-25-1111(代表)	<a href="mailto:kankyou@city.yukuhashi.lg.jp">kankyou@city.yukuhashi.lg.jp</a>	-
うきは市	うきは市薪ストーブ等設備導入補助金	3,000千円	再エネ	バイオマス熱利用	補助	補助対象経費の2分の1(上限30万円)	●補助対象設備 薪ストーブ・薪ボイラー  ●税金について滞納のないこと  ●申請時において薪ストーブ等の購入及び工事に着手していないこと	10件	令和元年6月～令和2年2月	企画財政課	0943-73-9152	<a href="http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/life/pub/detail.aspx?c_id=35&amp;d=1212">http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/life/pub/detail.aspx?c_id=35&amp;d=1212</a>	-
鞍手町	鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく固定資産税の軽減措置	-	再エネ	再エネ全般	課税控除	新增設に係る機械及び装置に対する固定資産税額の全額(上限3年間)	定格出力1MW以上の大規模再生可能エネルギー発電所で、減価償却資産の取得価格が2,700万円を超え、建設着手前に町から指定を受けた場合。	-	随時	地域振興課	0949-42-2111(内線343)	<a href="http://www.town.kurate.lg.jp/sangyo/yugusoti.html">http://www.town.kurate.lg.jp/sangyo/yugusoti.html</a>	-

令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【市町村向け】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象		助成等の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			エネルギー種類							担当部署名	電話番号		
			種類	詳細									
福岡県	福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業費補助金	12,000千円	再エネ	再エネ全般	補助	可能性調査への支援(定額・上限500万円)	再生可能エネルギー源の利活用モデル及び省エネルギーモデル及びエネルギー関連産業による地域振興・雇用創出モデルを構築するため、市町村(一部事務組合を含む)が実施する可能性等調査事業 市町村等と事業者の共同事業の場合に利用可能 ※	3件	平成31年4月1日～平成31年4月26日 (今年度公募終了)	エネルギー政策室普及支援係	092-643-3228	<a href="http://www.f-energy.jp/">http://www.f-energy.jp/</a>	平成31年度の公募は終了
			省エネ	省エネ全般									
	分散型エネルギー総合相談窓口	-	支援サービス	その他(助成等の要件に記入)	その他(助成等の要件に記入)	-	・分散型エネルギー導入に関する適地指標、法規制、助成制度などの情報提供 ・分散型エネルギー導入に関する相談に対応	-	随時				-

## 令和元年度 エネルギー関連助成等制度一覧

## 【その他】

自治体名	制度の名称	予算額	助成等の対象 エネルギー種類		助成等 の方法	助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等)	助成等の条件	助成予定件数	公募期間(予定)	助成等の問い合わせ先		HPのURL	備考
			種類	詳細						担当部署名	電話番号		
大川市	大川市省エネ型防犯灯設置事業	3,500千円	省エネ	高効率照明・LED照明	補助	1灯あたりの費用の4分の3(上限1本当たり2万円、電柱を立てる場合はプラス5万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●融資対象者 町内会、隣組等の団体</li> <li>●融資対象設備 (1)省エネ防犯灯(電柱を含む) (2)公道に設置するもの (3)営利広告の表示がない 等</li> </ul>	-	平成30年4月～令和2年3月	地域支援課 防災安全係	0944-85-5605	-	-
みやま市	みやま市大規模太陽光発電設置促進条例	-	再エネ	太陽光発電	課税控除	太陽光発電設備に課される固定資産税の中から当該額の6分の1を乗した額	大規模太陽光発電設備最大出力が50kW以上、市内において大規模太陽光発電設備を設置した事業者(個人事業者含む)	-	平成31年4月～令和2年3月	企業誘致推進室	0944-64-1543	<a href="http://www.city.miyama.lg.jp/info/prev.asp?fol_id=7135">http://www.city.miyama.lg.jp/info/prev.asp?fol_id=7135</a>	-